

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

地震・津波等の被害に対する災害復旧に関する計画は、一般災害対策編「第7章災害復旧・被災者援護計画第1節災害復旧計画」による。

第2節 被災者援護計画

地震・津波等による被災者の援護に関する計画は、一般災害対策編「第7章災害復旧・被災者援護計画第2節被災者援護計画」による。

改訂履歴

策定 昭和40年 3月24日

改訂 昭和45年 4月 8日

昭和49年12月19日

昭和51年10月 1日

平成 3年 8月 5日

平成13年 3月28日

平成27年 6月23日

平成28年 7月23日

令和 6年 2月29日